

令和 7 年度 氷見市監査計画

令和 7 年 4 月 1 日

氷見市監査委員決定

氷見市監査基準第 7 条第 1 項に基づき、本年度の監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、次のとおり監査計画を定める。

1 実施方針

監査等の実施に当たっては、市の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを市民の視点に立つて行うとともに、各種監査等相互の連携を図るほか、内部統制の状況やリスクを考慮するなど、効果的、効率的な監査に努める。

また、違法又は不当の指摘にとどまらず、是正や改善、検討を求めることにも意識をおいて監査を実施する。

2 監査等の種類・実施予定時期等

(1) 定例監査等（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施する。主として、前回監査の実施以後及び現年度の出納その他の事務及び工事について、地方自治法第 199 条に規定する財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査を一体的に行う。

学校監査は、小・中学校及び義務教育学校の令和 6 年度における事務及び事業の執行について、6 月に行う。

各部局における事務の執行について、財務事務の合規性、正確性のほか、事業の経済性、効率性及び有効性の 3E の視点も踏まえて監査を行う。また、必要に応じ、適時の課題に着目した「重点項目」を設定する。

実施予定時期：6 月、9 月～2 月

(2) 現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者及び公営企業管理者が管理する現金の出納について、毎月例日を定め、出納関係帳票等の計数が正確であることを確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかなどについて、検査を実施する。

実施予定時期：原則毎月 25 日

(3) 決算審査等（地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算及び関係書類の数値について、予算執

行の関係法令等に基づく適正性、正確性の審査を行うとともに、事業の経済性、効率性及び有効性の３Ｅの視点も踏まえた審査も行い、意見を付する。また、併せて基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証し、基金の運用が適正かつ効率的に行われているか審査を行う。

実施予定時期：６月～８月

(4) **健全化判断比率等の審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項）

前年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正性の審査を行う。

実施予定時期：７月～８月

(5) **その他の監査**

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度、計画を策定のうえ実施する。

実施予定時期：随時

3 監査等年間計画表

監査等の種類	実施月	対 象
定例監査	６ 月	小・中学校及び義務教育学校
	９ 月	建設部、土地開発公社
	１０月	教育委員会事務局
	１１月	総務部（財産区含む）、会計課、選挙管理委員会事務局
	１２月	企画政策部
	１ 月	市民部、議会局
	２ 月	産業振興部、農業委員会事務局
現金出納検査	原則毎月 ２５日	会計管理者及び公営企業管理者所管の現金出納事務
決算審査等	６～８月	一般会計、特別会計（４会計）、企業会計（病院・水道・下水道）決算及び基金の運用状況
健全化判断 比率等の審査	７～８月	健全化判断比率、資金不足比率

※ 実施体制、分担等の詳細は別途定める。